

令和 8 年度(令和 7 年分) 町県民税 申告の手引き

この手引きでは、令和 8 年度町県民税の申告にあたって必要な所得や税額の計算に関する一般的な事項について説明しています。

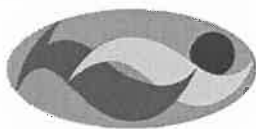
※税制改正により、税率・所得控除等が改正された場合は、改正後の内容が適用されます。

目 次	ページ
◆ 町県民税申告にあたって	1～2
◆ 町県民税のしくみ	3
1. 町県民税とは	3
2. 町県民税の計算の流れ	3
3. 町県民税が課税されない人	3
4. 所得の種類	4～5
5. 所得控除(所得から差し引かれる金額)	6～8
6. 税額控除(税額から差し引かれる金額)	8

◆ 申告は、あなたの町・県民税を正しく納税していただく基礎となるものです。

記入漏れがないよう正しく記入し、

申告期限 令和 8 年3月16 日(月)までに 役場税務課へご提出ください。



きそさき

ご不明な点は下記までお問い合わせください。

木曾岬町役場 税務課 電話 (0567) 68-6102

◆町県民税申告にあたって

町県民税申告の必要のある方

- ・会社員やパートタイマー等で勤務先から町へ給与支払報告書が提出されていない人
⇒勤務先に確認してください。
- ・給与以外に公的年金、不動産、農業等の所得があった人
⇒確定申告(所得税)においては給与所得以外の所得が 20 万円を超えない場合、申告の必要はありませんが、町県民税においては給与所得以外の所得が 20 万円以下でも申告が必要です。
- ・前年中に会社等を退職した人
⇒退職後再就職し、前職分と合わせて年末調整済みで、勤務先から給与支払報告書が町へ提出されている場合を除きます。
- ・両親や親族等 扶養者 の仕送り、援助で生活している人で、扶養者と同一世帯でない人
- ・公的年金受給者のうち確定申告不要制度に該当する人で、公的年金以外の所得がある人
※平成 23 年分以降の確定申告においては、公的年金収入額が 400 万円以下かつ公的年金以外の所得が 20 万円以下の場合は、確定申告の必要がなくなりました。ただし、医療費控除や寄附金控除等で所得税の還付を受けようとする場合や「公的年金等の源泉徴収票」に記載のある控除(配偶者控除、扶養控除、障害者控除、社会保険料控除)の修正・追加をする場合もしくは「公的年金等の源泉徴収票」に記載のない諸控除(医療費控除、生命保険料控除等)を追加する場合は確定申告が必要です。
- ・国民健康保険の被保険者を有する世帯の人
⇒一定の所得以下の世帯に対する保険料の軽減制度があり、すべての世帯員が申告をされていないと軽減判定の対象とならないため、所得のない人も申告が必要です。

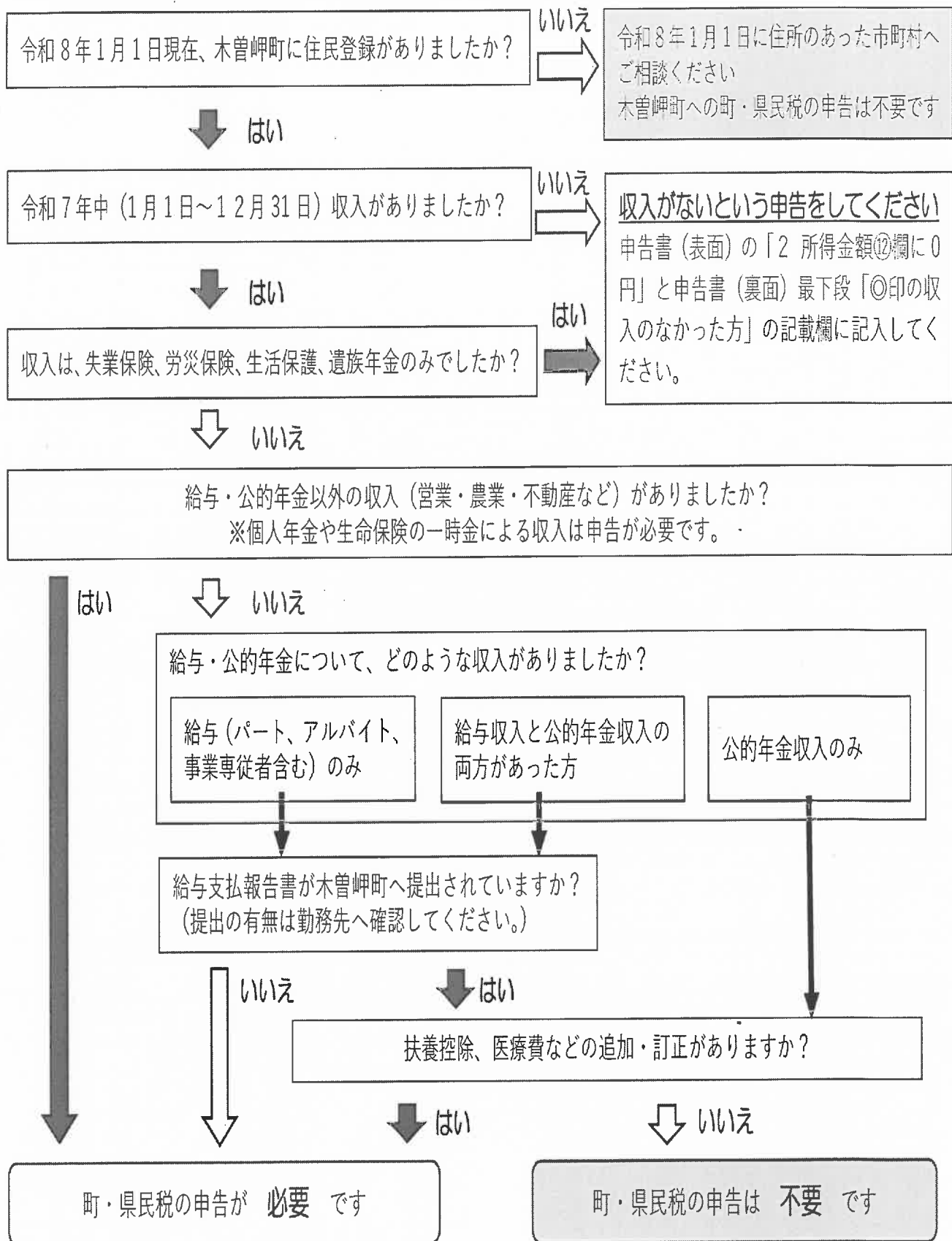
町県民税申告に必要なもの

- ☐ 申告書
- ☐ 身分証明書(運転免許証、保険証など)
- ☐ 個人番号の分かるもの(マイナンバーカード・個人番号記載の住民票など)
- ☐ 収入を証明するもの(源泉徴収票、収支内訳書など)
- ☐ 医療費控除を申告する場合→医療費控除の明細書等
- ☐ 社会保険料、生命保険料、地震保険料控除を申告する場合→各控除証明書
- ☐ 障害者控除、勤労学生控除を申告する場合→障害者手帳、学生証 など

町県民税申告の必要のない方

- ・税務署 に確定申告書を提出した人
- ・給与以外の所得がなく、勤務先から町へ給与支払報告書が提出されている人
- ・年金以外の所得がなく、年金支払者から町へ公的年金等支払報告書が提出されていて、「公的年金等の源泉徴収票」に記載のある各控除に修正がなく、その他の諸控除を受けない人
- ・上記3つのいずれか又は町県民税申告により、配偶者控除・同生計配偶者・扶養控除の対象となっている人(扶養者と被扶養者の住民登録が同一世帯の場合に限ります)

町県民税の申告判定フローチャート（一般的な場合）



◆町県民税のしくみ

1. 町県民税とは

町県民税は、個人の前年中(1月1日～12月31日)の所得に対して、その年の1月1日現在に住所(住民登録)を有する市区町村に納める税金です。

なお、町県民税では前年中の所得を基準として計算されます。そのため令和8年度の町県民税では、令和7年1月1日から令和7年12月31日までの間の所得金額が基準となります。

2. 町県民税の計算の流れ

町県民税の税額は、前年に一定額以上の所得がある者に対し、一律の額が課税される『均等割』と前年中に支払われたすべての「所得金額」から「所得から差し引かれる金額」を差し引いた残りの「課税所得金額」に、所得区分に応じた税率で計算した『所得割』とを合算して町県民税を算出します。

均等割と森林環境税(令和6年度から)

町民税均等割 3,000 円 + 県民税均等割 2,000 円 + 森林環境税 1,000 円 = 計 6,000 円
(みえ森と緑の県民税 1,000 円を含む)

令和6年度より町県民税均等割と併せて森林環境税(国税)1人年額 1,000 円が課税されます。

平成26年度から東日本大震災の教訓を踏まえ防災施策の財源を確保するため均等割に1人年額 1,000 円が加算されていましたが、令和5年度で終了しました。

所得割

課税所得金額(合計所得金額－所得控除額)×税率－税額控除額＝所得割

3. 町県民税・森林環境税が課税されない人

(1) 均等割、所得割及び森林環境税が課税されない人

・生活保護法の規定による生活扶助を受けている人

・障害者、未成年者(※1)、寡婦又はひとり親で前年中の合計所得金額が135万円以下の人

※寡婦又はひとり親であっても、住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある場合は対象外です。

※1 未成年者とは、賦課期日(1月1日)において18歳に達しない者で、未婚の者をいいます。

民法の改正により成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたことに伴い、令和5年度から賦課期日現在で18歳又は19歳の方は未成年にあたらないこととなりました。

(2) 均等割及び森林環境税が課税されない人

・前年中の合計所得金額が、次の計算により求められる金額以下の人

28万円×(本人、同一生計配偶者(※2)、扶養親族の合計数)+168,000円+100,000円

※本人のみの場合は、28万円+10万円

※2 同一生計配偶者とは、納税義務者の配偶者でその居住者と生計を一にする配偶者(青色又は白色の事業専従者を除く)で、合計所得金額が58万円以下の人をいいます。

(3) 所得割が課税されない人

・前年中の総所得金額等が、次の計算により求められる金額以下の人

35万円×(本人、同一生計配偶者、扶養親族の合計数)+32万円+100,000円

※本人のみの場合は、35万円+10万円

4. 所得の種類

所得割の税額計算の基礎は所得金額です。所得の種類は所得税と同様11種類で、所得金額の算出方法は所得の種類によって計算方法が異なります。

所得の種類	内容	所得の計算方法
営業等	販売業、大工、外交員、漁業などの事業等から生じる所得	収入金額－必要経費
	* 収支内訳書(一般用)を申告書に添付してください。	
農業	農産物の生産、果樹、球根、花卉等の生産から生じる所得	
	* 収支内訳書(農業所得用)を申告書に添付してください。	
不動産	地代、家賃、不動産貸付の権利金・礼金などから生じる所得	
	* 収支内訳書(不動産所得用)を申告書に添付してください。	
利子	公社債、預貯金の利子などによる所得(源泉分離課税分を除く)	収入金額
配当	法人から受ける利益の配当、証券投資信託(公社債投資信託を除く)の収益の分配などから生じる所得	収入金額－株式等取得のための負債の利子
給与	給料、賞与、俸給、賃金、歳費などの所得	別表1参照
雑所得 (公的年金等)	国民年金、厚生年金、各種共済年金、恩給などの所得 (障害年金、遺族年金は含まれません)	別表2参照
雑所得 (その他のもの)	生命保険契約などに基づく個人年金、互助年金、原稿料、印税講演料、シルバー人材センターからの配分金 等	収入金額－必要経費
総合譲渡	土地建物以外の資産(車両、ゴルフ会員権、機械器具など)の譲渡による所得	収入金額－取得費及び譲渡費用－特別控除額(50万円)
一時	生命保険の満期受取金、懸賞金などの一時的な所得	収入金額－その収入を得るために支出した金額－特別控除額(50万円)

(別表1)給与所得の速算表

給与等収入金額(円)		給与所得金額(円)
0円	～ 650,999円	0円
651,000円	～ 1,899,999円	給与収入金額－650,000円
1,900,000円	～ 3,599,999円	収入金額／4(千円未満切捨)×2.8－80,000円
3,600,000円	～ 6,599,999円	収入金額／4(千円未満切捨)×3.2－440,000円
6,600,000円	～ 8,499,999円	収入金額×0.9－1,100,000円
8,500,000円	～	収入金額－1,950,000円

◆所得金額調整控除

前年の給与等の収入金額が850万円を超える納税義務者で、次の(1)～(4)のいずれかを有するものの総所得金額を計算する場合には、次の算式に相当する金額を、給与所得の金額から控除します。

- | | |
|-------------------------|----------------------|
| (1) 特別障害者に該当する | (2) 22歳以下の扶養親族を有する |
| (3) 特別障害者である同一生計配偶者を有する | (4) 特別障害者である扶養親族を有する |

$$(\text{前年の給与等の収入金額} - 850 \text{ 万円}) \times 10\% = \text{所得調整控除額}$$

*なお、前年の給与等の収入金額が1,000万円を超える場合には、1,000万円で計算。

(別表2) 公的年金等に係る雑所得の速算表

年齢区分	公的年金等の収入 金額 (A)	公的年金等雑所得の金額		
		公的年金等雑所得以外の所得にかかる合計所得金額		
		～ 10,000,000円	10,000,001円 ～ 20,000,000円	20,000,001円 ～
65歳以上 (S36.1.1 以前生まれ)	～ 3,299,999円	A - 1,100,000円	A - 1,000,000円	A - 900,000円
	3,300,000円 ～ 4,099,999円	A × 0.75 - 275,000円	A × 0.75 - 175,000円	A × 0.75 - 75,000円
	4,100,000円 ～ 7,699,999円	A × 0.85 - 685,000円	A × 0.85 - 585,000円	A × 0.85 - 485,000円
	7,700,000円 ～ 9,999,999円	A × 0.95 - 1,455,000円	A × 0.95 - 1,355,000円	A × 0.95 - 1,255,000円
	10,000,000円 ～	A - 1,955,000円	A - 1,855,000円	A - 1,755,000円
65歳未満 (S36.1.2 以後生まれ)	～ 1,299,999円	A - 600,000円	A - 500,000円	A - 400,000円
	1,300,000円 ～ 4,099,999円	A × 0.75 - 275,000円	A × 0.75 - 175,000円	A × 0.75 - 75,000円
	4,100,000円 ～ 7,699,999円	A × 0.85 - 685,000円	A × 0.85 - 585,000円	A × 0.85 - 485,000円
	7,700,000円 ～ 9,999,999円	A × 0.95 - 1,455,000円	A × 0.95 - 1,355,000円	A × 0.95 - 1,255,000円
	10,000,000円～	A - 1,955,000円	A - 1,855,000円	A - 1,755,000円

◆所得金額調整控除

前年に給与所得及び公的年金等に係る雑所得を有する納税者で、双方の合計額が10万円を超えるものの総所得金額を計算する場合には、次の算式に相当する金額を、給与所得の金額から控除します。

$(\text{給与所得} + \text{公的年金等雑所得の金額} - 10\text{万円} = \text{所得調整控除額})$

*なお、前年中の給与所得及び公的年金等雑所得が10万円を超える場合は、それぞれ10万円で計算。

5. 所得控除(所得から差し引かれる金額)

雑損控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族(総所得金額が58万円以下)が昨年中に災害・盗難・横領などにより住宅や家財などに損害を受けた場合。 ①(損失額－保険金等による補てん額)－(総所得金額等の合計額×10%) } いずれか多い方の金額 ②災害関連支出の金額－5万円																				
医療費控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために、昨年中に医療費を支払った場合。 (控除限度額200万円) (支払った医療費の額－保険金などで補填される金額)－ 10万円または所得金額の合計額の5% } いずれか少ない方の額 ※セルフメディケーション税制の適用を受ける場合 合計支払額－保険等補填額－12,000円 (控除限度額88,000円)																				
社会保険料控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために昨年中に支払った国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、介護保険料、その他の社会保険料がある場合。 ※配偶者やその他の親族の公的年金から引かれている保険料はあなたの控除対象外となります。																				
小規模共済等掛金控除	あなたが昨年中に支払った小規模企業共済掛金と心身障害者扶養共済掛金と確定拠出年金法に基づく個人年金型加入者掛金がある場合。																				
生命保険料控除	あなたやあなたの配偶者、その他の親族を受取人とする一般の生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料を昨年中に支払った場合。 ①新契約(平成24年1月1日以降締結した契約)に係る控除額 イ 介護医療保険料控除分 下記計算式による控除金額【上限28,000円】 ロ 一般生命保険料控除分 下記計算式による控除金額【上限28,000円】 ハ 個人年金保険料控除分 下記計算式による控除金額【上限28,000円】 ※イ+ロ+ハの合計額の上限は70,000円 <table><tr><th>支払保険料の金額</th><th>生命保険料控除額</th></tr><tr><td>12,000円以下</td><td>支払保険料の金額</td></tr><tr><td>12,001円～32,000円以下</td><td>支払保険料の金額×1/2+ 6,000円</td></tr><tr><td>32,001円～56,000円以下</td><td>支払保険料の金額×1/4+14,000円</td></tr><tr><td>56,001円～</td><td>28,000円(上限)</td></tr></table> ②旧契約(平成23年12月31日以前に締結)に係る控除額(従来どおり。) イ 一般生命保険料控除分 下記計算式による控除金額【上限35,000円】 ロ 個人年金保険料控除分 下記計算式による控除金額【上限35,000円】 ※イ+ロの合計額の上限は70,000円 <table><tr><th>支払保険料の金額</th><th>生命保険料控除額</th></tr><tr><td>15,000円以下</td><td>支払保険料の金額</td></tr><tr><td>15,001円～40,000円以下</td><td>支払保険料の金額×1/2+ 7,500円</td></tr><tr><td>40,001円～70,000円以下</td><td>支払保険料の金額×1/4+17,500円</td></tr><tr><td>70,001円～</td><td>35,000円(上限)</td></tr></table> ③新契約と旧契約の双方について保険料控除の適用を受ける場合 上記①と②のそれぞれの計算式で求めた合計額(上限28,000円)	支払保険料の金額	生命保険料控除額	12,000円以下	支払保険料の金額	12,001円～32,000円以下	支払保険料の金額×1/2+ 6,000円	32,001円～56,000円以下	支払保険料の金額×1/4+14,000円	56,001円～	28,000円(上限)	支払保険料の金額	生命保険料控除額	15,000円以下	支払保険料の金額	15,001円～40,000円以下	支払保険料の金額×1/2+ 7,500円	40,001円～70,000円以下	支払保険料の金額×1/4+17,500円	70,001円～	35,000円(上限)
支払保険料の金額	生命保険料控除額																				
12,000円以下	支払保険料の金額																				
12,001円～32,000円以下	支払保険料の金額×1/2+ 6,000円																				
32,001円～56,000円以下	支払保険料の金額×1/4+14,000円																				
56,001円～	28,000円(上限)																				
支払保険料の金額	生命保険料控除額																				
15,000円以下	支払保険料の金額																				
15,001円～40,000円以下	支払保険料の金額×1/2+ 7,500円																				
40,001円～70,000円以下	支払保険料の金額×1/4+17,500円																				
70,001円～	35,000円(上限)																				
地震保険料控除	あなたが火災保険・損害保険契約等の地震損害部分について昨年中に支払った保険料がある場合。 <table><tr><th></th><th>支払保険料金額</th><th>控除額</th></tr><tr><td rowspan="2">A 地震保険料控除</td><td>50,000円以下</td><td>地震保険料の金額×1/2</td></tr><tr><td>50,001円以上</td><td>25,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">B 旧長期損害保険料</td><td>5,000円以下</td><td>支払った保険料額</td></tr><tr><td>5,001円～15,000円まで</td><td>支払った保険料額×1/2+2,500円</td></tr><tr><td></td><td>15,001円以上</td><td>10,000円</td></tr><tr><td>AとBの両方</td><td></td><td>AとBの合計額 限度額 25,000円</td></tr></table> 1件の損害保険契約等で、地震保険契約・長期損害保険契約のいずれにも該当するときは、いずれか一方の契約のみに該当するものとして計算し、有利な方で控除することができます。		支払保険料金額	控除額	A 地震保険料控除	50,000円以下	地震保険料の金額×1/2	50,001円以上	25,000円	B 旧長期損害保険料	5,000円以下	支払った保険料額	5,001円～15,000円まで	支払った保険料額×1/2+2,500円		15,001円以上	10,000円	AとBの両方		AとBの合計額 限度額 25,000円	
	支払保険料金額	控除額																			
A 地震保険料控除	50,000円以下	地震保険料の金額×1/2																			
	50,001円以上	25,000円																			
B 旧長期損害保険料	5,000円以下	支払った保険料額																			
	5,001円～15,000円まで	支払った保険料額×1/2+2,500円																			
	15,001円以上	10,000円																			
AとBの両方		AとBの合計額 限度額 25,000円																			
ひとり親控除	控除額 300,000円 法律婚の有無や性別にかかわらず、ひとり親で、次のすべてに該当する場合 ① 前年中の総所得金額等が58万円以下の生計を一にする子(※1)を有する人 ② 前年中の合計所得金額が500万円以下の人 ※1 生計を一にする子とは、他の人の扶養親族でない子に限ります。 *住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」と記載されている場合は、対象外です。																				
寡婦控除	控除額 260,000円 ・夫と死別した人や夫が生死不明の人で、次に該当する人 ① 前年中の合計所得金額が500万円以下の人(扶養要件はなし) ・夫と離婚後再婚していない人で、次のすべてに該当する人 ① 子以外の扶養親族を有する人 ② 前年中の合計所得金額が500万円以下の人																				
勤労学生控除	令和7年12月31日現在、あなたが学生・生徒で前年中の合計所得が85万円以下で、そのうち給与所得等以外の所得が10万円以下である場合。 260,000円																				

障害者控除	あなたやあなたの控除対象配偶者、その他の扶養親族が障害者である場合。 ①普通障害者(身体障害者手帳3～6級、療育手帳B級、精神障害者保健福祉手帳2級以下など) 260,000 円 ②特別障害者(身体障害者手帳1、2級、療育手帳A級、精神障害者保健福祉手帳1級など) 300,000 円 ③上記②のうち、あなた又はあなたと生計を一にする親族と同居している方 530,000 円																																																				
配偶者控除	あなたの昨年中の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の昨年中の合計所得金額が58万円以下の場合。 <table><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="3">あなたの合計所得</th></tr><tr><th>900万円以下</th><th>900万円超950万円以下</th><th>950万円超1,000万円以下</th></tr><tr><td>一般配偶者 (配偶者が70歳未満)</td><td>330,000円</td><td>220,000円</td><td>110,000円</td></tr><tr><td>老人配偶者 (配偶者が70歳以上)</td><td>380,000円</td><td>260,000円</td><td>130,000円</td></tr></table> * 昭和31年1月1日以前生まれの人は老人配偶者に該当します。	区分	あなたの合計所得			900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	一般配偶者 (配偶者が70歳未満)	330,000円	220,000円	110,000円	老人配偶者 (配偶者が70歳以上)	380,000円	260,000円	130,000円																																					
区分	あなたの合計所得																																																				
	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下																																																		
一般配偶者 (配偶者が70歳未満)	330,000円	220,000円	110,000円																																																		
老人配偶者 (配偶者が70歳以上)	380,000円	260,000円	130,000円																																																		
配偶者特別控除	あなたの昨年中の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得が下記の表に当てはまる場合。(青色専従者、白色専従者を除く) <table><tr><th rowspan="2">配偶者の合計所得</th><th colspan="3">あなた(居住者)の合計所得</th><th rowspan="2">配偶者の収入が給与のみの場合の給与収入額</th></tr><tr><th>900万円以下</th><th>900万円超950万円以下</th><th>950万円超1,000万円以下</th></tr><tr><td>580,001円 ～ 1,000,000円</td><td>330,000円</td><td>220,000円</td><td rowspan="2">110,000円</td><td>1,130,001円 ～ 1,650,000円</td></tr><tr><td>1,000,001円 ～ 1,050,000円</td><td>310,000円</td><td>210,000円</td><td>1,650,001円 ～ 1,700,000円</td></tr><tr><td>1,050,001円 ～ 1,100,000円</td><td>260,000円</td><td>180,000円</td><td>90,000円</td><td>1,700,001円 ～ 1,767,999円</td></tr><tr><td>1,100,001円 ～ 1,150,000円</td><td>210,000円</td><td>140,000円</td><td>70,000円</td><td>1,768,000円 ～ 1,851,999円</td></tr><tr><td>1,150,001円 ～ 1,200,000円</td><td>160,000円</td><td>110,000円</td><td>60,000円</td><td>1,852,000円 ～ 1,931,999円</td></tr><tr><td>1,200,001円 ～ 1,250,000円</td><td>110,000円</td><td>80,000円</td><td>40,000円</td><td>1,932,000円 ～ 2,003,999円</td></tr><tr><td>1,250,001円 ～ 1,300,000円</td><td>60,000円</td><td>40,000円</td><td>20,000円</td><td>2,004,000円 ～ 2,071,999円</td></tr><tr><td>1,300,001円 ～ 1,330,000円</td><td>30,000円</td><td>20,000円</td><td>10,000円</td><td>2,072,000円 ～ 2,115,999円</td></tr><tr><td>1,330,001円 ～</td><td>0円</td><td>0円</td><td>0円</td><td>2,116,000円 ～</td></tr></table>	配偶者の合計所得	あなた(居住者)の合計所得			配偶者の収入が給与のみの場合の給与収入額	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	580,001円 ～ 1,000,000円	330,000円	220,000円	110,000円	1,130,001円 ～ 1,650,000円	1,000,001円 ～ 1,050,000円	310,000円	210,000円	1,650,001円 ～ 1,700,000円	1,050,001円 ～ 1,100,000円	260,000円	180,000円	90,000円	1,700,001円 ～ 1,767,999円	1,100,001円 ～ 1,150,000円	210,000円	140,000円	70,000円	1,768,000円 ～ 1,851,999円	1,150,001円 ～ 1,200,000円	160,000円	110,000円	60,000円	1,852,000円 ～ 1,931,999円	1,200,001円 ～ 1,250,000円	110,000円	80,000円	40,000円	1,932,000円 ～ 2,003,999円	1,250,001円 ～ 1,300,000円	60,000円	40,000円	20,000円	2,004,000円 ～ 2,071,999円	1,300,001円 ～ 1,330,000円	30,000円	20,000円	10,000円	2,072,000円 ～ 2,115,999円	1,330,001円 ～	0円	0円	0円	2,116,000円 ～
配偶者の合計所得	あなた(居住者)の合計所得			配偶者の収入が給与のみの場合の給与収入額																																																	
	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下																																																		
580,001円 ～ 1,000,000円	330,000円	220,000円	110,000円	1,130,001円 ～ 1,650,000円																																																	
1,000,001円 ～ 1,050,000円	310,000円	210,000円		1,650,001円 ～ 1,700,000円																																																	
1,050,001円 ～ 1,100,000円	260,000円	180,000円	90,000円	1,700,001円 ～ 1,767,999円																																																	
1,100,001円 ～ 1,150,000円	210,000円	140,000円	70,000円	1,768,000円 ～ 1,851,999円																																																	
1,150,001円 ～ 1,200,000円	160,000円	110,000円	60,000円	1,852,000円 ～ 1,931,999円																																																	
1,200,001円 ～ 1,250,000円	110,000円	80,000円	40,000円	1,932,000円 ～ 2,003,999円																																																	
1,250,001円 ～ 1,300,000円	60,000円	40,000円	20,000円	2,004,000円 ～ 2,071,999円																																																	
1,300,001円 ～ 1,330,000円	30,000円	20,000円	10,000円	2,072,000円 ～ 2,115,999円																																																	
1,330,001円 ～	0円	0円	0円	2,116,000円 ～																																																	
扶養控除	あなたと生計を一にする親族のうち、昨年中の合計所得金額が58万円以下の方がいる場合。 (16歳未満の扶養親族、青色専従者、白色専従者を除く) <table><tr><th>区分</th><th>控除額</th><th>該 当 者</th></tr><tr><td>16歳未満扶養親族</td><td>0円</td><td>0歳～15歳 (平成22年1月2日以降生まれ)</td></tr><tr><td>一般扶養</td><td>330,000円</td><td>16歳～18歳・23歳～69歳 (平成19年1月2日～平成22年1月1日生まれ) (昭和31年1月2日～平成15年1月1日生まれ)</td></tr><tr><td>特定扶養</td><td>450,000円</td><td>19歳～22歳 (平成15年1月2日～平成19年1月1日生まれ)</td></tr><tr><td>老人扶養</td><td>380,000円</td><td>70歳以上 (昭和31年1月1日以前生まれ)</td></tr><tr><td>同居老親等</td><td>450,000円</td><td>老人扶養親族のうち、あなたやあなたの配偶者の直系尊属で同居している方</td></tr></table>	区分	控除額	該 当 者	16歳未満扶養親族	0円	0歳～15歳 (平成22年1月2日以降生まれ)	一般扶養	330,000円	16歳～18歳・23歳～69歳 (平成19年1月2日～平成22年1月1日生まれ) (昭和31年1月2日～平成15年1月1日生まれ)	特定扶養	450,000円	19歳～22歳 (平成15年1月2日～平成19年1月1日生まれ)	老人扶養	380,000円	70歳以上 (昭和31年1月1日以前生まれ)	同居老親等	450,000円	老人扶養親族のうち、あなたやあなたの配偶者の直系尊属で同居している方																																		
区分	控除額	該 当 者																																																			
16歳未満扶養親族	0円	0歳～15歳 (平成22年1月2日以降生まれ)																																																			
一般扶養	330,000円	16歳～18歳・23歳～69歳 (平成19年1月2日～平成22年1月1日生まれ) (昭和31年1月2日～平成15年1月1日生まれ)																																																			
特定扶養	450,000円	19歳～22歳 (平成15年1月2日～平成19年1月1日生まれ)																																																			
老人扶養	380,000円	70歳以上 (昭和31年1月1日以前生まれ)																																																			
同居老親等	450,000円	老人扶養親族のうち、あなたやあなたの配偶者の直系尊属で同居している方																																																			
特定親族特別控除	あなたと生計を一にする親族のうち、年齢19歳以上23歳未満(配偶者及び青色事業専従者等を除く)で、合計所得金額が58万円超123万円以下(給与収入のみの場合は123万円超188万円以下)の場合。 <table><tr><th>特定親族の合計所得</th><th>控除額</th><th>特定親族の収入が給与のみの場合の給与収入額</th></tr><tr><td>580,001円 ～ 950,000円</td><td>450,000円</td><td>1,230,001円 ～ 1,600,000円</td></tr><tr><td>950,001円 ～ 1,000,000円</td><td>410,000円</td><td>1,600,001円 ～ 1,650,000円</td></tr><tr><td>1,000,001円 ～ 1,050,000円</td><td>310,000円</td><td>1,650,001円 ～ 1,700,000円</td></tr><tr><td>1,050,001円 ～ 1,100,000円</td><td>210,000円</td><td>1,700,001円 ～ 1,750,000円</td></tr><tr><td>1,100,001円 ～ 1,150,000円</td><td>110,000円</td><td>1,750,001円 ～ 1,800,000円</td></tr><tr><td>1,150,001円 ～ 1,200,000円</td><td>60,000円</td><td>1,800,001円 ～ 1,850,000円</td></tr><tr><td>1,200,001円 ～ 1,230,000円</td><td>30,000円</td><td>1,850,001円 ～ 1,880,000円</td></tr></table>	特定親族の合計所得	控除額	特定親族の収入が給与のみの場合の給与収入額	580,001円 ～ 950,000円	450,000円	1,230,001円 ～ 1,600,000円	950,001円 ～ 1,000,000円	410,000円	1,600,001円 ～ 1,650,000円	1,000,001円 ～ 1,050,000円	310,000円	1,650,001円 ～ 1,700,000円	1,050,001円 ～ 1,100,000円	210,000円	1,700,001円 ～ 1,750,000円	1,100,001円 ～ 1,150,000円	110,000円	1,750,001円 ～ 1,800,000円	1,150,001円 ～ 1,200,000円	60,000円	1,800,001円 ～ 1,850,000円	1,200,001円 ～ 1,230,000円	30,000円	1,850,001円 ～ 1,880,000円																												
特定親族の合計所得	控除額	特定親族の収入が給与のみの場合の給与収入額																																																			
580,001円 ～ 950,000円	450,000円	1,230,001円 ～ 1,600,000円																																																			
950,001円 ～ 1,000,000円	410,000円	1,600,001円 ～ 1,650,000円																																																			
1,000,001円 ～ 1,050,000円	310,000円	1,650,001円 ～ 1,700,000円																																																			
1,050,001円 ～ 1,100,000円	210,000円	1,700,001円 ～ 1,750,000円																																																			
1,100,001円 ～ 1,150,000円	110,000円	1,750,001円 ～ 1,800,000円																																																			
1,150,001円 ～ 1,200,000円	60,000円	1,800,001円 ～ 1,850,000円																																																			
1,200,001円 ～ 1,230,000円	30,000円	1,850,001円 ～ 1,880,000円																																																			

基礎控除	合計所得金額の区分に応じ所得金額から控除。(合計所得が2,500万円を超えると適用はなし。)	
	合計所得金額	控除額
	2,400万円以下	43万円
	2,400万円超 2,450万円以下	29万円
	2,450万円超 2,500万円以下	15万円
	2,500万円超	適用なし

6. 税額控除(税額から差し引かれる金額)

控 除 科 目	控 除 額 等
寄附金税額控除	1. 都道府県・市区町村に対する寄附金(ふるさと納税) 2. 三重県共同募金会・日本赤十字社三重県支部に対する寄附金 3. 所得税の控除対象となる寄附金(国に対する寄附金・政党等 に対する政治活動に関する寄附金は除く)のうち ① 三重県内に主たる事務所を有する法人に対する寄附金 ② 三重県外に主たる事務所を有する法人で県内に学校を設置するものに対する寄附金 ③ 三重県外に主たる事務所を有する法人で県内で社会福祉事業を行うものに対する寄附金 ④ 三重県知事または三重県教育委員会が許可した特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭 ※条例指定団体は、町・県とも同じ団体
	【控除額の計算方法】 基本控除額 (寄附金額※1－2,000円) × 10% ＋ 特例控除額 ※2 (寄附金額－2,000円) × [90%－所得税率※3 × 1.021※4] ※1 総所得金額等の30%を限度 ※2 ふるさと納税にのみ適用され、個人町県民税所得割額の2割を限度 ※3 寄附者に適用される所得税の限界税率 ※4 復興特別所得税率